

委託業務仕様書

1. 業務名

本業務は、「第3次宮古島市観光振興基本計画策定業務」（以下、「本業務」という）という。

2. 目的

本業務は、令和7年度に策定された「宮古島市観光振興ビジョン」に基づき、本市の持続可能な観光振興を実現するため、第2次の計画期間を1年早め、令和9年度を初年度とする「第3次宮古島市観光振興基本計画」（以下「観光振興計画」という。）を策定することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日の翌日から、令和9年3月31日（水）まで

4. 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 管理責任者届
- (3) 業務工程表
- (4) 完了届
- (5) 業務に係る経費内訳書等
- (6) その他、委託者が指示する書類

5. 委託業務内容

本業務では、事業の目的を達成するため、以下の業務を実施する。

なお、事業実施にあたっては、受託者が有する知見を積極的に活用し、業務目的の達成に資する提案等を行うものとする。

- (1) 本市の現状・課題の把握
 - ・国、県、自治体などの各種調査結果や動向を踏まえ、計画策定に必要となるデータの収集及び分析を行う。本市の行政計画と整合性の分析を行う。
- (2) 第3次宮古島市観光振興基本計画策定委員会（仮）等の運営に関する業務
 - ・委員の選定は本市と相談の上決定とする。年4回程度の開催とする。
 - ・委員の旅費および謝金の支払業務も含むものとする。
- (3) 必要な意向調査の業務
 - ・本市で一体となり観光を推進していく上で必要な共有すべき対象に調査を実施し、計画の方向性の検討材料とすること。

(4) 第3次宮古島市観光振興基本計画の策定

- ・持続可能な観光振興に向けた施策方針や計画内容の実現に向けた事業展開に関する内容等を含むこと。
- ・本市と調整の上計画案を作成し、第3次宮古島市観光振興基本計画策定委員会に諮る。

6. 成果物

本業務における成果物は、次のとおりとする。

- (1) 第3次宮古島市観光振興基本計画：100部
- (2) 第3次宮古島市観光振興基本計画の概要版：200部
- (3) 報告書：1部

7. 納入場所

宮古島市 観光商工スポーツ部 観光課

8. 業務実施上の注意

受託者は、業務実施にあたって以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 市と十分な協議のうえ本業務を実施すること。
- (2) 業務を円滑・適正に運営するための組織・人員体制を確保すること。
- (3) 本業務の実施や成果の提出において、第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証すること。
- (4) 個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。
- (5) 契約期間中は本業務の進捗状況を随時市へ報告し、遂行すること。

9. その他留意事項

本業務の実施にあたり、社会一般に通常実施される業務については、本仕様書に記載のない事項であっても、業務の範囲とする。

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議する。